



新潟県公報

令和7(2025)年
4月11日(金)
第594号

目次

告 示

○予定保安林	313
○土地改良区定款変更の認可	315
○土地改良区の土地改良事業計画変更に対する適当決定及び公告縦覧	316
○道路の区域の変更	316
○道路の供用開始	317
○包括外部監査契約の締結	317

公 告

○土地改良区役員の退就任	318
○開発行為の工事完了	319

選挙管理委員会

○公職選挙法第161条第1項第3号の規定に基づく個人演説会、政党演説会又は政党等演説会の施設の指定の取消し	320
---	-----

監 査 委 員

○包括外部監査人の監査の事務を補助する者	320
----------------------	-----

調 達 等 公 告

○入札公告（特定調達公告）	320
○技術提案書の提出に関する公告（特定調達公告）	322

正 誤

○令和7(2025)年号外第9号中	325
○令和7(2025)年号外第13号中	325
○令和7(2025)年号外第22号中	325

告 示

新潟県告示第173号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和7(2025)年4月11日

新潟県知事 福田 富一

I

- 保安林予定森林の所在場所
鹿沼市板荷字鹿野原542
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字鹿野原542（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。)

II

- 1 保安林予定森林の所在場所
鹿沼市板荷字柿木沢6997

- 2 指定の目的
土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。)

III

- 1 保安林予定森林の所在場所

那須郡那珂川町小砂字鷹居欠3125-1、3125-2、字鬼満国3126-1、3126-4、字英比子内3538、字三沢3539、3560、字高野沢3592-1、3631-1、字桃坂3653-2、3653-3、3657-2、字虫ノ音3663、3665-1（次の図に示す部分に限る。）、3666、3667-1、3667-2、3670-1、3671-1、3672-1、3673-1、3673-2、3674-1、3674-2、3676-1、3676-2、3677-1、3678-1、3679-2、3679-5、3680-2、3683-1、3684、3685-1、字渡戸3686-1（次の図に示す部分に限る。）、3687、3688-1、3689、3690、3691・3692（以上2筆について、次の図に示す部分に限る。）、3693、字向沢3655、3694、3696から3698まで、3702-1、3702-3、3703-1、3705-1、3706、3707-1、3709-2、3709-3、3711-1、3712、3713-1、3714（次の図に示す部分に限る。）、3719、3721-1、3722、3723

- 2 指定の目的
水源の涵養^{かん}

- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び那珂川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

IV

- 1 保安林予定森林の所在場所

鹿沼市中粕尾字三春沢2299から2307まで、2308-1、2308-2、2309から2312まで

- 2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字三春沢2308-1・2308-2・2310（以上3筆について、次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

V

1 保安林予定森林の所在場所

芳賀郡茂木町大字大瀬字越木田486-1、787-1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字越木田486-1・787-1（以上2筆について、次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び茂木町役場に備え置いて縦覧に供する。）

VI

1 保安林予定森林の所在場所

那須郡那須町大字梓字山神648-126

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び那須町役場に備え置いて縦覧に供する。）

（森林整備課）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第 3 項の規定により公告する。

令和 7 （2025） 年 4 月 11 日

栃木県知事 福 田 富 一

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
益 子 町 土 地 改 良 区	令和 7 （2025） 年 3 月 31 日
石 橋 土 地 改 良 区	令和 7 （2025） 年 3 月 28 日
壬 生 町 土 地 改 良 区	令和 7 （2025） 年 3 月 28 日

栃木県告示第175号

次の土地改良区から申請のあった土地改良事業計画の変更に関し、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第 9 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により審査を行った結果適当と決定したので、同条第 6 項の規定により公告する。

なお、同法第48条第 9 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、変更後の土地改良事業計画書の写しを所轄農業振興事務所に於いて縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、同法第48条第 9 項において準用する同法第 9 条第 1 項の規定により、所轄農業振興事務所を経由して、栃木県知事に申し出ることができる。

令和 7 （2025） 年 4 月 11 日

栃木県知事 福 田 富 一

土 地 改 良 区 名	事 業 名	縦 覧 期 間	異 議 申 出 期 限	所 轄 農 業 振 興 事 務 所
壬生町土地改良区	壬生町地区土地改良（維持管理）事業	令和 7 （2025） 年 4 月 14 日から 同年 5 月 14 日まで	令和 7 （2025） 年 5 月 29 日	下都賀農業振興事務所
塩谷町大宮土地改良区	塩谷町大宮地区土地改良（維持管理）事業	令和 7 （2025） 年 4 月 14 日から 同年 5 月 14 日まで	令和 7 （2025） 年 5 月 29 日	塩谷南那須農業振興事務所

（農地整備課）

栃木県告示第176号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和 7 （2025） 年 4 月 11 日から同年 5 月 12 日まで一般の縦覧に供する。

令和 7 （2025） 年 4 月 11 日

栃木県知事 福 田 富 一

I

道路の種類 県道

路 線 名 主要地方道 宇都宮鹿沼線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 （メートル）	延 長 （メートル）	備 考
4	前	宇都宮市鶴田 3 丁目 2 - 3 から 宇都宮市鶴田 3 丁目 106 まで	33.7 ～ 36.9	59.2	
	後	宇都宮市鶴田 3 丁目 2 - 3 から 宇都宮市鶴田 3 丁目 106 まで	26.5 ～ 30.4	59.2	

II

道路の種類 県道

路 線 名 一般県道 佐久山喜連川線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
40	前	さくら市下河戸字海道東1959-1 から さくら市下河戸字町北256-2 まで	7.2 ~ 15.9	1725.1	
	後	さくら市下河戸字海道東1959-1 から さくら市下河戸字町北256-2 まで	10.7 ~ 20.1	1725.1	

III

道路の種類 県道

路 線 名 一般県道 牧野大沢線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
274	前	那須烏山市小木須字川戸口853-1 から 那須烏山市小木須字川戸口920-1 まで	11.9 ~ 20.9	22.8	
	後	那須烏山市小木須字川戸口853-1 から 那須烏山市小木須字川戸口920-1 まで	10.6 ~ 15.2	22.8	

栃木県告示第177号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和 7 （2025）年 4 月 11 日から同年 5 月 12 日まで一般の縦覧に供する。

令和 7 （2025）年 4 月 11 日

栃木県知事 福 田 富 一

整理番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
	一般国道 294 号	那須烏山市初音928-5 から 那須烏山市初音847-9 まで	令和 7 （2025）年 4 月 11 日
27	主 要 地 方 道 那須黒羽茂木線	那須烏山市小原沢字西向924-1 から 那須烏山市小原沢字砂原926-4 まで	令和 7 （2025）年 4 月 11 日
181	一 般 県 道 上高根沢氏家線	塩谷郡高根沢町大字花岡字砂田31-1 から 塩谷郡高根沢町大字花岡字上金田1785-1 まで	令和 7 （2025）年 4 月 11 日

(道路保全課)

栃木県告示第178号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により包括外部監査契約を締結したので、同条第6項の規定により次のとおり告示する。

令和 7 （2025）年 4 月 11 日

栃木県知事 福 田 富 一

1 包括外部監査契約の期間の始期

令和 7 （2025）年 4 月 1 日

- 2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
基本費用、執務費用及び実費の額を合算した額で16,016,000円を上限
- 3 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所
氏名 福田 栄
住所 宇都宮市一番町 3 番17号
- 4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法
概算払とし、四半期ごとの支払

(監査委員事務局)

公 告

○土地改良区役員の退就任

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次のとおり土地改良区の役員について退任及び就任の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和 7 （2025） 年 4 月 11 日

栃木県知事 福 田 富 一

土 地 改 良 区 名	役職名	退 任 役 員 氏 名	就 任 役 員 氏 名	住 所	退 任 年 月 日	就 任 年 月 日
芳 賀 台 地 土地改良区	理 事	君嶋 光雄		芳賀郡市貝町大字多田羅216	令 和 7 (2025) . 3 . 31	
	〃	町井 健二		〃 〃 大字田野辺1225	〃	
	〃	川又 公夫		〃 〃 大字文谷150- 3	〃	
	〃	馬籠 一		〃 茂木町大字千本984- 1	〃	
	〃	大島 隆		〃 芳賀町大字上稲毛田387	〃	
	〃	久郷 義美		那須烏山市森田631	〃	
	〃	國井 英明		〃 落合97	〃	
	〃	入野 正明	入野 正明	芳賀郡市貝町大字市塙1280	〃	令 和 7 (2025) . 4 . 1
	〃	高木 研一	高木 研一	〃 〃 〃 5190- 2	〃	〃
	〃	高野 昭夫	高野 昭夫	〃 〃 大字杉山713- 1	〃	〃
	〃	高德 義男	高德 義男	〃 〃 大字続谷657	〃	〃
	〃	床井 剛	床井 剛	〃 益子町大字小宅1243	〃	〃
	〃	加藤 栄一	加藤 栄一	〃 〃 大字北中994	〃	〃
	〃	大関 守	大関 守	〃 〃 大字上大羽2201	〃	〃
	〃	高島 俊一	高島 俊一	〃 〃 大字塙1071	〃	〃
	〃	石塚 茂	石塚 茂	〃 〃 大字七井208	〃	〃
	〃	涌井 臣示	涌井 臣示	〃 茂木町大字塩田114	〃	〃
	〃	菱沼 明美	菱沼 明美	〃 〃 大字北高岡93	〃	〃
	〃	齋藤 実	齋藤 実	〃 〃 大字下菅又246	〃	〃

	理 事	吉永 能成	吉永 能成	芳賀郡芳賀町大字稲毛田1457	令 和 7 (2025) . 3 . 31	令 和 7 (2025) . 4 . 1
	〃	久郷 浩	久郷 浩	那須烏山市大里274- 5	〃	〃
	〃		岡本 徳昭	芳賀郡茂木町大字千本998- 2		〃
	〃		平野 良夫	〃 市貝町大字多田羅652		〃
	〃		佐藤 伸	〃 〃 大字文谷95		〃
	〃		高梨 勝昭	〃 〃 大字田野辺258		〃
	〃		関口 正人	〃 芳賀町大字芳志戸2210- 2		〃
	〃		大鐘 武	那須烏山市落合576		〃
	〃		田中 雄二	〃 曲畑1690- 5		〃
	監 事	金子 操		〃 〃 1380	令 和 7 (2025) . 3 . 31	
	〃	渡辺 信夫	渡辺 信夫	芳賀郡芳賀町大字上稲毛田82- 3	〃	令 和 7 (2025) . 4 . 1
	〃	斉藤 秀夫	斉藤 秀夫	〃 市貝町大字市塙2677- 1	〃	〃
	〃		佐藤 幸子	〃 〃 大字文谷1392- 3		〃
那 須 町 土地改良区	理 事	薬袋 治雄		那須郡那須町大字豊原丙4744	令 和 7 (2025) . 3 . 31	
	〃		大沼 和彦	〃 〃 〃 3565		令 和 7 (2025) . 4 . 1

(農地整備課)

○開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 2 項の規定により、開発行為に関する工事の完了に係る検査済証を交付したので、同条第 3 項の規定により公告する。

令和 7 （2025）年 4 月 11 日

栃木県知事 福 田 富 一

開 発 区 域 (工区に含まれる地域の名称)	開 発 許 可 を 受 け た 者	
	住 所	氏 名
芳賀郡市貝町大字杉山字大岩寺817番 1、817番 3、817番 4、818番 2、819番 3 の一部、2134番、2135番、2136番、2137番 2	那須烏山市滝田1867番地 3	社会福祉法人敬愛会
下都賀郡壬生町大字壬生丁字六美281番 4	大阪府大阪市北区大淀中一丁目 1 番 88号	積水ハウス株式会社

下都賀郡壬生町大字壬生乙字吾妻原3545番1、3545番7、3545番8、3545番9、3545番11、3545番12、3545番14 (開発行為に関する工事) 下都賀郡壬生町大字壬生乙字吾妻原3545番15の一部	東京都墨田区緑一丁目4番19号	リバー株式会社
---	-----------------	---------

(都市政策課)

選挙管理委員会

栃木県選挙管理委員会告示第15号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定に基づく個人演説会、政党演説会又は政党等演説会の施設の指定を取り消した旨、次のとおり報告があったので、告示する。

令和 7 (2025) 年 4 月 11 日

栃木県選挙管理委員会委員長 金 田 尊 男

選挙管理委員会名	取り消した施設の名称	取り消した施設の所在地
鹿沼市選挙管理委員会	鹿沼市御殿山会館	鹿沼市今宮町1669-1

監査委員

栃木県監査委員告示第6号

包括外部監査人福田栄の監査の事務を補助する者について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第1項の規定による協議が調ったので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和 7 (2025) 年 4 月 11 日

栃木県監査委員 森 澤 隆
同 鎌 形 俊 之
同 山 形 修 治
同 高 山 和 典

監査の事務を補助する者		監査の事務を補助できる期間
氏 名	住 所	
最 首 克 也	宇都宮市今泉町3020番地1 MUSASHI imaizumi BASE内	令和 7 (2025) 年 4 月 11 日から 令和 8 (2026) 年 3 月 31 日まで
大 森 拓 海	那須郡那珂川町富山1344番地	令和 7 (2025) 年 4 月 11 日から 令和 8 (2026) 年 3 月 31 日まで
中 安 拓 雄	小山市城山町3丁目18番21号 ナボレ城山町アボックマンション902号室	令和 7 (2025) 年 4 月 11 日から 令和 8 (2026) 年 3 月 31 日まで
田 港 大 輔	宇都宮市御幸町147番地5 コーポメイフェア201	令和 7 (2025) 年 4 月 11 日から 令和 8 (2026) 年 3 月 31 日まで
田 中 正 太 郎	宇都宮市大通り3丁目3番20号 サーパスザ・タワー宇都宮1407	令和 7 (2025) 年 4 月 11 日から 令和 8 (2026) 年 3 月 31 日まで

調達等公告

○入札公告（特定調達公告）

次のとおり一般競争入札に付する。

令和 7 (2025) 年 4 月 11 日

栃木県北家畜保健衛生所長 塩 生 光 男

1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び予定数量 豚熱生ワクチン50頭分一式 10,500本
- (2) 購入物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 納入期間 令和 7 (2025) 年 6 月 2 日 (月) から令和 8 (2026) 年 3 月 31 日 (火)
- (4) 納入場所 栃木県北家畜保健衛生所 (栃木県那須塩原市千本松800-3)

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の 4 に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 競争入札参加者資格等 (平成 8 年栃木県告示第105号) に基づき、大分類「医療、薬品類」小分類「薬品」の入札参加資格を有するものと決定された者であること。
- (3) 入札参加申請日から開札日において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領 (平成22 (2010) 年 3 月 12 日付け会計第129号) に基づく指名停止期間中でない者であること。

3 入札の手続等

- (1) 契約に関する事務を担当する公所等の名称等
〒329-2747 栃木県那須塩原市千本松800-3
栃木県北家畜保健衛生所 防疫第一課
電話0287-36-0314

- (2) 入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法

令和 7 (2025) 年 4 月 11 日 (金) から同年 5 月 9 日 (金) まで入札情報システム上で公開する。なお、来庁による交付の場合は、同期間 (土曜日、日曜日及び祝日を含む場合にあっては祝日 (以下「閉庁日」という。)) を除く。の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 4 時まで、(1) の場所において交付する。

- (3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札書の提出期限、提出場所及び提出方法 令和 7 (2025) 年 5 月 22 日 (木) 午後 4 時までに、電子入札システムにより提出すること。ただし、紙による入札参加の承諾を得たもの (以下「紙入札者」という。)) にあっては、(1) の場所に郵送 (書留郵便) 又は持参により同期間までに提出すること。

イ 開札の日時及び場所 令和 7 (2025) 年 5 月 23 日 (金) 午前 10 時 栃木県北家畜保健衛生所防疫第一課

- (4) 入札方法 1 の(1)の件名で単価で入札に付する。

- (5) 入札書の記載方法等

入札金額については、1 本当たりの単価を記入すること。なお落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。また、入札書に記載する金額は小数点以下切り捨てとする。

4 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除

- (3) 入札者に要求される事項

ア この入札に参加しようとする者は、競争参加資格確認申請書を令和 7 (2025) 年 5 月 7 日 (水) 午後 4 時までに電子入札システムにより提出し、審査を受けなければならない。

イ 提出書類の作成及び提出に係る費用は、入札に参加しようとする者の負担とする。

なお、提出された書類等については、返却しない。

- (4) 審査

ア 栃木県北家畜保健衛生所長が審査し、その結果は電子入札システムにより、令和 7 (2025) 年 5 月 9 日 (金) までに入札参加希望者に伝えるものとする。

イ 入札参加資格の確認の結果、入札参加を可とした入札者が提出した入札書のみを落札決定の対象とする。

(5) 質疑及びその回答について

ア 仕様書等に対する質問がある場合には、質問書様式により、令和 7 (2025) 年 4 月 22 日 (火) 午後 4 時まで電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札者は、メール又は郵送により提出すること。

イ 質問の内容及び回答は、令和 7 (2025) 年 4 月 28 日 (月) までに電子入札システム上で公開する。

(6) 入札の無効 2 の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、栃木県財務規則 (平成 7 年栃木県規則第 12 号。以下「規則」という。) 第 156 条第 3 号から第 7 号までに掲げる入札に係る入札書、栃木県物品等電子調達実施要領 (令和 3 (2021) 年 3 月 26 日付け会管第 460 号。以下「電子要領」という。) 第 19 条に掲げる入札書及び紙入札者の入札書で、提出期限までに指定した場所に到着しない入札書は、無効とする。

(7) 落札者の決定方法

ア (4) の審査により落札決定の対象となった入札書を提出した入札者であって、規則第 154 条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ 落札となるべき同価の入札を行った者が 2 人以上あるときは、電子くじにより、落札者を決定するものとする。

(8) 契約書作成の要否 要

なお、本契約は、立会人型電子契約サービスを利用した電子契約 (契約書を電子データで作成し、押印に代わる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの) による締結を可とする (受注者が電子契約に同意しない場合は、紙の契約書により締結する)。締結には、発注者が指定した電子契約事業者の立会人型電子契約サービスを利用し、受注者は利用に係る費用負担が生じないものとする。なお、受注者は、契約締結に利用するメールアドレスを用意する必要がある。

(9) 紙による入札参加承諾等の基準 電子要領及び栃木県物品等電子調達運用基準 (令和 3 (2021) 年 3 月 26 日付け会管第 451 号。以下「運用基準」という。) の定めによる。

(10) その他

詳細は、入札説明書及び栃木県公共調達等入札事務処理要領によるほか、電子調達に関し必要な事項は、電子要領及び運用基準の定めるところによる。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

CSF live vaccine 50dose-approx. 10, 500pcs

(2) Time-limit for tender:

4:00 pm, May 22, 2025

(3) Information is available at:

Supplies Procurement Section, Northern Livestock Health and Hygiene Center,
Tochigi Prefecture

800-3 Senbonmatsu, Nasushiobara, Tochigi 329-2747

TEL 0287-36-0314

Email: kenpoku-khe@pref.tochigi.lg.jp

(畜産振興課)

○技術提案書の提出に関する公告 (特定調達公告)

次のとおり技術提案書の提出を招請するので公告する。

令和 7 (2025) 年 4 月 11 日

栃木県知事 福田 富 一

1 業務概要

(1) 業務名

栃木県次世代GIS構築業務委託

(2) 業務内容

実施要領等による。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和 8 (2026) 年 3 月 31 日 (火) まで

(4) 提案上限額

65,000,000円 (消費税及び地方消費税を含む。)

2 参加表明書の提出者に要求される資格

次に掲げる要件を全て満たしていること。

(1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の 4 に規定する者に該当しない者であること。

(2) 競争入札参加資格等 (平成 8 年栃木県告示第105号) に基づき、「N 2 情報関連サービス」の入札参加資格を有するものと決定された者であること。なお、資格を有していない者は、技術提案書の提出期限までに当該資格を取得すること。

(3) 本プロポーザルの公告日から契約の相手方の決定日までの間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領 (平成22 (2010) 年 3 月 12 日付け会計第129号) に基づく指名停止期間中でない者であること。

(4) 民事再生法 (平成11年法律第225号) の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法 (平成14年法律第154号) の規定による更生手続開始の申立て、又は破産法 (平成16年法律第75号) の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。

(5) 栃木県暴力団排除条例 (平成22年栃木県条例第30号) 第 2 条第 1 号又は同条第 4 号の規定に該当しない者であること。

(6) 配置予定技術者は以下の資格を有する者とする。

業務主任技術者：技術士 (情報工学部門に限る。) 又は空間情報総括監理技術者

(7) 配置予定技術者の経験は以下に示される「同種又は類似業務」について、平成27 (2015) 年度以降に完了した業務において、1 件以上の実績を有さなければならない。また、照査技術者として従事した業務は業務経験の対象外とする。

ア 業務主任技術者

同種業務：国、特殊法人等、都道府県、都道府県出資公社、市区町村が発注したGIS (地理情報システム) の構築業務

類似業務：国、特殊法人等、都道府県、都道府県出資公社、市区町村が発注したGIS (地理情報システム) の運用保守業務

イ 担当技術者

同種業務：国、特殊法人等、都道府県、都道府県出資公社、市区町村が発注したGIS (地理情報システム) の構築業務

類似業務：国、特殊法人等、都道府県、都道府県出資公社、市区町村が発注したGIS (地理情報システム) の運用保守業務

担当技術者が複数の場合には、各担当技術者がそれぞれ担当する業務内容に対応する実績を有していればよい。

3 技術提案書の提出者を選定するための基準

参加表明書を提出した者の中から、次の選定基準(1)に基づき、技術提案書を提出することができる者として 5 者を選定する。なお、選定対象となる最下位順位で同評価の者が複数存在し 5 者を超える場合は、選定基準(2)に基づき、5 者を選定する。選定基準(2)においても同評価の者が複数存在する場合は同評価の者全てを選定することとする。

(1) 配置予定技術者の経験及び能力

(2) 事務所の体制 (技術者数)：技術士 (情報工学部門に限る。) 及び空間情報総括監理技術者

4 技術提案書を特定するための評価基準

技術提案書の評価項目、判断基準は、以下のとおりである。

- (1) 配置予定技術者の経験及び能力
- (2) 実施方針・実施フロー・工程表
- (3) 特定テーマに対する技術提案
- (4) その他

5 手続等

- (1) 担当部局

〒320-8501 栃木県宇都宮市埴田 1 丁目 1 番 20 号

栃木県県土整備部技術管理課企画情報・建設DX担当

電話 028-623-2405 FAX 028-623-2392 電子メール kensa@pref.tochigi.lg.jp

- (2) 実施要領等の交付期間及び交付場所

ア 交付期間

令和 7 (2025) 年 4 月 11 日 (金) から同年 5 月 7 日 (水) まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。) の午前 9 時から午後 4 時まで。

イ 交付場所

(1) の場所において交付するほか、栃木県ホームページに掲載する。

- (3) 参加表明書の提出方法、提出場所及び提出期限

ア 提出方法

本プロポーザルへの参加を希望する者は、実施要領等に基づき参加表明書を作成し、電子メール、持参又は郵送 (書留郵便に限る。) により提出すること。

イ 提出場所

(1) の場所に提出すること。

ウ 提出期限

令和 7 (2025) 年 5 月 7 日 (水) 午後 4 時必着

- (4) 技術提案書の提出方法、提出場所及び提出期限

ア 提出方法

技術提案書の提出依頼を受けた者は、実施要領等に基づき技術提案書を作成し、電子メール、持参又は郵送 (書留郵便に限る。) により提出すること。持参、郵送の場合は、併せて電子データ一式を電子メールにより送付すること。

イ 提出場所

(1) の場所に提出すること。

ウ 提出期限

令和 7 (2025) 年 6 月 19 日 (木) 午後 4 時必着

6 その他

- (1) 書類の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本標準時及び計量法 (平成 4 年法律第 51 号) に定める単位に限る。
- (2) 契約書の作成を要する。

なお、本契約は、立会人型電子契約サービスを利用した電子契約 (契約書を電子データで作成し、押印に代わる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの) による締結を可とする (受注者が電子契約に同意しない場合は、紙の契約書により締結する)。

締結には、発注者が指定した電子契約事業者の立会人型電子契約サービスを利用し、受注者は利用に係る費用負担が生じないものとする。なお、受注者は、契約締結に利用するメールアドレスを用意する必要がある。

- (3) 詳細は、実施要領等による。

7 Summary

- (1) Subject matter of the contract:

Construction of next-generation GIS

- (2) Deadline for submission of application documents:

4:00 p.m., May 7, 2025

- (3) Deadline for submission of proposal documents:

4:00 p.m., June 19, 2025

- (4) Information is available at:

Plan information and construction DX charge,

Technical Affairs Management Division,

Department of Land Development

1-1-20 Hanawada, Utsunomiya, Tochigi 320-8501

TEL 028-623-2405

FAX 028-623-2392

E-mail kensa@pref.tochigi.lg.jp

(技術管理課)

正 誤

発行番号	ページ	行	正	誤
令和 7 (2025) 年 号外第 9 号	1	下から 4	第 2 号	第 1 号
	4	下から 7	第 3 号	第 2 号
	10	上から 18	第 4 号	第 3 号
	34	下から 30	第 1 号	第 2 号
令和 7 (2025) 年 号外第 13 号	2	上から 13	第 5 号	第 4 号
令和 7 (2025) 年 号外第 22 号	1	上から 14	第 6 号	第 5 号
		下から 10	第 7 号	第 6 号